

第1章 地域福祉計画の見直しにあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の目的
3. 計画の性格
4. 第3次豊見城市地域福祉計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の策定体制等

【第1章 地域福祉計画の見直しにあたって】

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、核家族化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、住民相互のつながりや地域における連帯意識が低下するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市においても、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、アパートの増加による転入・転出による世帯の入れ替わり、自治会の加入率低下などがあり、地域による差はあるものの、市全体では地域のつながりの希薄化が懸念されます。

そのような中で、一人暮らし高齢者の見守り、社会的孤立、認知症高齢者を理解し、見守る環境、子育て世帯の孤立化、子どもの居場所(見守り)、地域で暮らす障害者への理解や支援、防犯・防災面での手助けなど、地域社会における「つながり」「支え合い」「顔の見える関係」などによる安心や安全の確保も必要となっています。

加えて、近年は生活困窮世帯への自立支援、子どもの貧困対策といった新しい取り組みも制度化され、福祉行政においては、よりいっそうきめ細やかな支援も必要となっています。

住民の地域参加や地域での支え合い、またそれを支援する体制づくりを図るため、本市では、これまで第1次計画、第2次計画を策定し、「人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり」を基本理念として様々な地域福祉の取り組みを進めてきました。第2次計画においては、4つの基本目標を掲げ、住民主体の参加の仕組みづくりやサービス利用に対する支援等を行ってきましたが、地域福祉推進委員会は組織化が進んでいるものの機能強化が必要であったり、アパート世帯の自治会加入率が極端に低かったり、「みーまーる運動」「ゆくい場づくり」といった重点プロジェクトを掲げたが具体的取り組みに至っていない等の課題もあり、地域福祉対策の一層の充実が必要となっています。

さらに、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援による地域づくりについて国から示され、その体制整備についても検討を進めなくてはなりません。

このようなことを踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第2次計画を見直し、平成30年度を初年度とする第3次豊見城市地域福祉計画を策定しています。また、今回の策定では前回の計画と同様に、豊見城市社会福祉協議会と協働し、地域福祉計画とともに実践的な地域への事業展開を掲げる「地域福祉活動計画」も一体的に策定しています。

2. 計画の目的

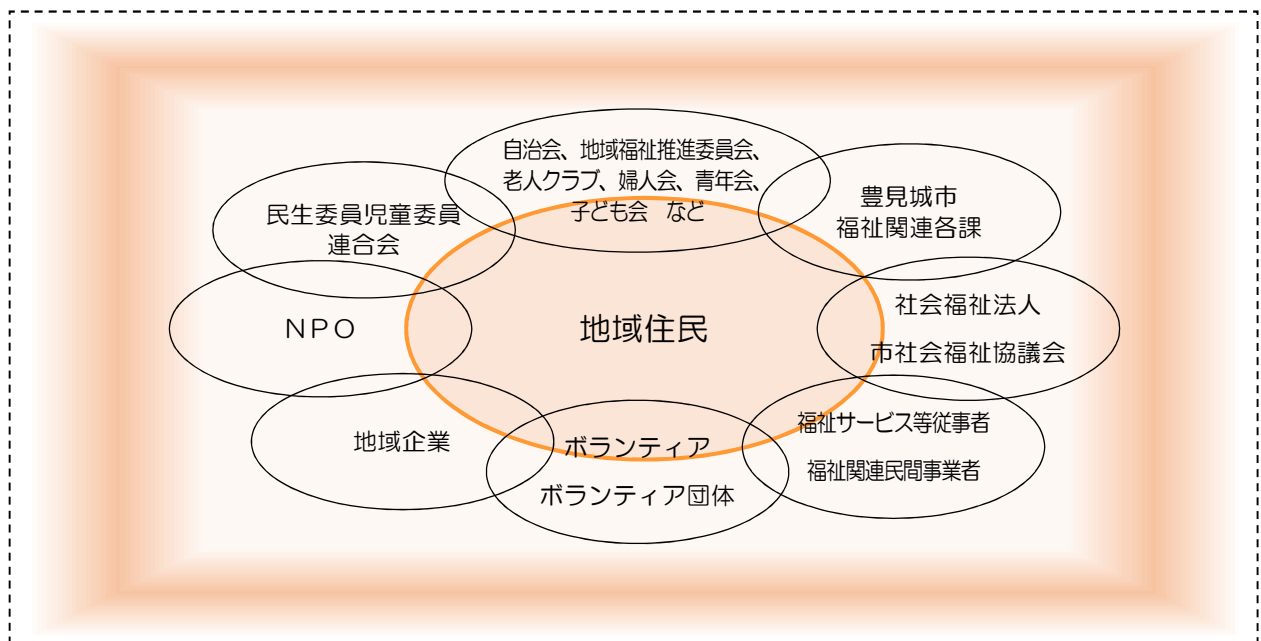
本市は、平成20年3月に「人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり」を基本理念として、複雑多様化する地域の生活課題や福祉ニーズに対して社会全体で支え合い、支援する地域社会を形成していくための施策を示した第1次計画を策定しました。

本市の上位計画である「第4次豊見城市総合計画」に位置づけられた地域福祉の体制の充実においては、「地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活性化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指す」とされています。

住民の支え合い活動を軸に、多様な福祉の担い手が連携した地域福祉を推進することが「住んでよかった、住んでみたいナンバーワンのまち」づくりの実現につながるものとして捉え、豊見城市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な見直しを図り、一人の思いをみんなで支える地域社会の実現を目指し、「第3次豊見城市地域福祉計画」を策定しています。

3. 計画の性格

この計画は、地域福祉推進の基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うもの(以下「住民等」という)」であることから、住民等と行政が協力し、地域における地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。



4. 第3次豊見城市地域福祉計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、市の上位計画である「第4次豊見城市総合計画(基本構想、後期基本計画)」との整合性を保つとともに、計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示すものとして位置づけます。また、個別の行政福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な福祉活動の方向性を示す役割を担う計画とします。

第4次豊見城市総合計画

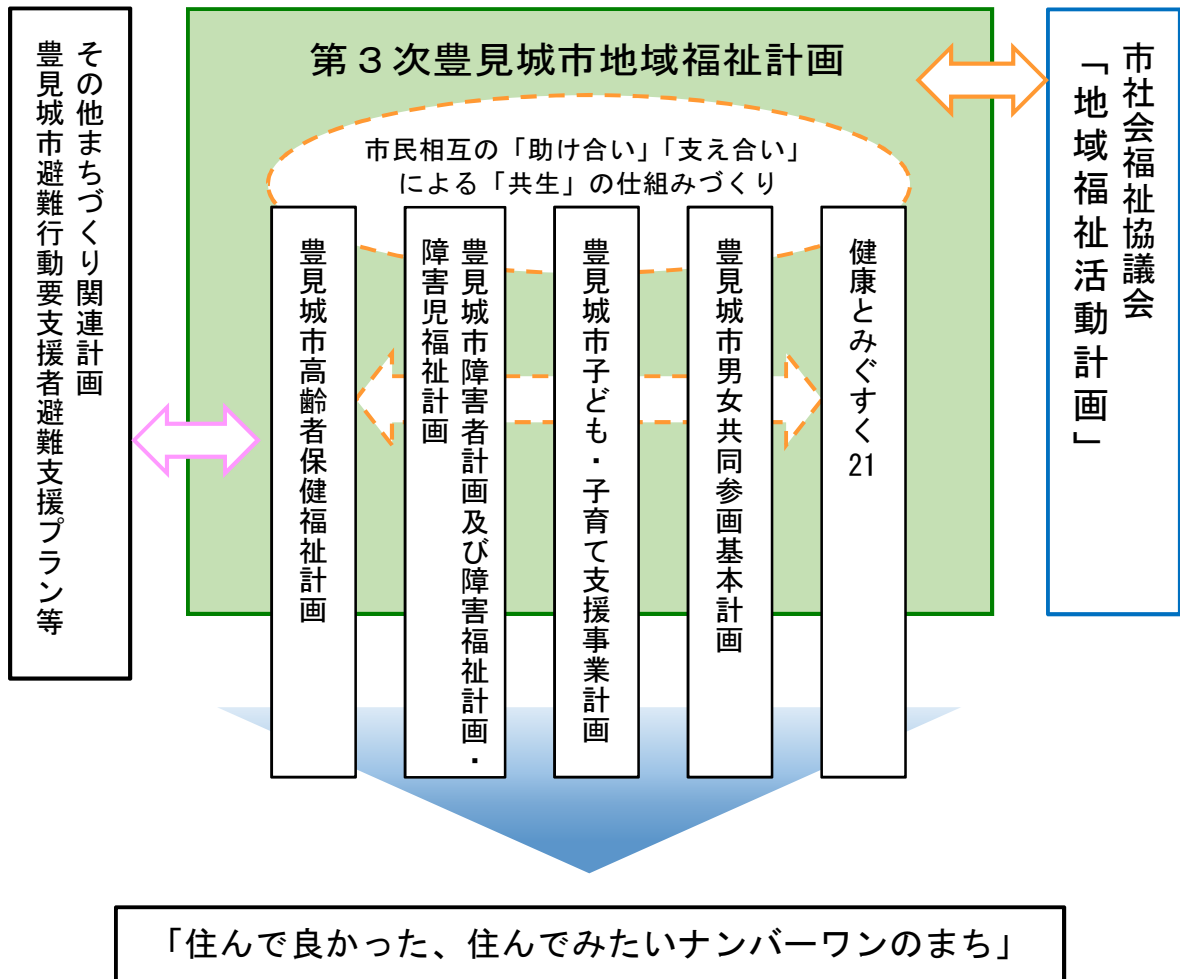
【基本理念・将来像】

ひと・そら・みどりがつなぐ響(とよ)むまち とみぐすく

【基本計画】 第3部 福祉の充実 第1節 地域福祉の体制充実

○地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」、「支え合い」の活動を活性化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指す。

コミュニティの「再生」と地域力の「新生」



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な策定

本市においては、平成20年3月に豊見城市の行政計画として「第1次豊見城市地域福祉計画」を策定しました。

一方、豊見城市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」における個別施策の基本指針等を踏まえ、翌年の平成21年3月に策定されましたが、地域福祉を推進するための道標となる「基本理念」、「基本方針」、「基本目標」等の整合性を十分に図る必要があります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題を住民自らの主体的な支え合いの活動や公的サービスと連携し解決していくための仕組みを創り、すべての住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものとして位置づけられるものです。

①地域福祉計画

地域福祉計画は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据え、地域福祉の推進主体である市民の参画を図りながら、要援護者の生活上の解決すべき課題に対応する必要なサービスの内容や量等を確保した提供体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容及び支援施策を示す計画です。

第2次計画においても、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は一体的に策定されてきました。今回の第3次計画においても、地域福祉を推進する上での基本理念や基本目標を共有し、相互に整合性を保ちながら連携した支援施策を推進するため、両計画を一体的に策定しています。

5. 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5ヵ年とします。なお、社会情勢や福祉環境を取り巻く変化等を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

6. 計画の策定体制等

(1) 会議体

① 地域福祉計画審議会

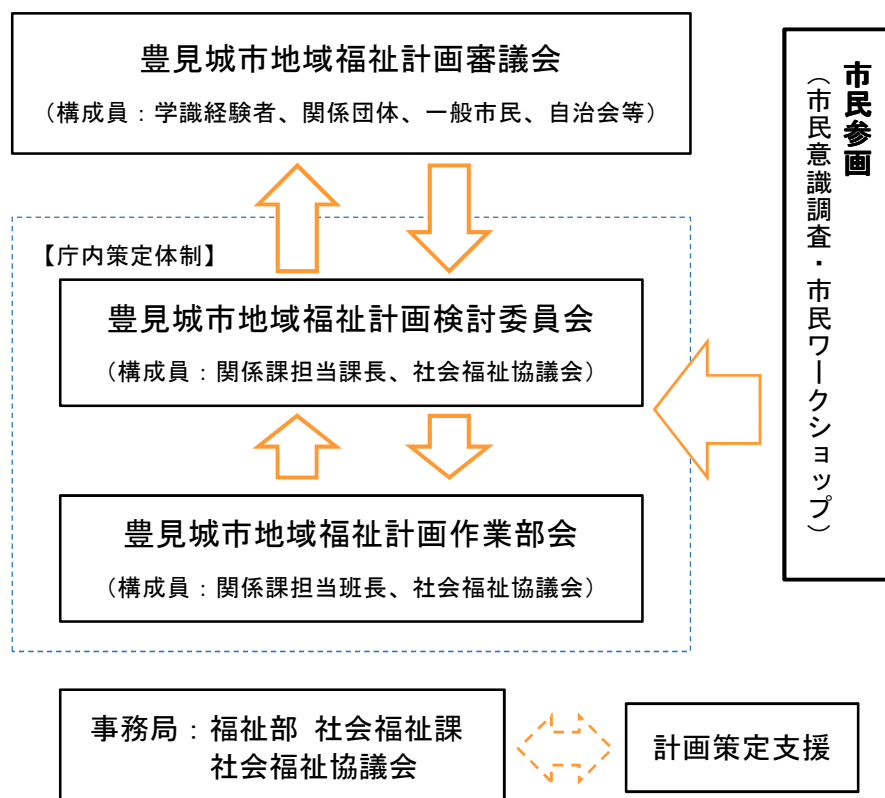
学識経験者、福祉関係団体、自治会関係者、老人クラブ、民生委員等の地域団体及び公募による市民で構成する審議会を設置し、地域福祉計画の作成について審議してきました。

② 地域福祉計画検討委員会

地域福祉に関連する各課の担当課長で構成する地域福祉計画検討委員会を設置し、策定に係る資料の協議を行いました。

③ 地域福祉計画作業部会

地域福祉に関連する各課の担当班長で構成する地域福祉計画作業部会を設置し、策定に係る資料の調整や協議を行いました。



(2) 市民ワークショップの開催

①目的

第3次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の抱える地域課題や解決策についての意見把握を行うとともに、ワークショップ形式で地域課題について話し合い、「自助・共助・公助」の意識向上を図ることを目的として実施しました。

②開催状況

- ・平成29年8月18日（金）：長嶺中学校区
- ・平成29年8月22日（火）：伊良波中学校区
- ・平成29年8月25日（金）：豊見城中学校区

③開催場所

- ・豊見城市社会福祉センター 2階 レク室

④実施方法

小学校区ごとにテーブルを分け、身近な地域での「困り事」について「子ども」、「高齢者・障がい者」、「地域の支え合い」、「その他」の項目ごとに出してもらい、その後、「自分たちにできること」、「（行政に）支援してほしいこと」について話し合いを行った。

⑤参加者数

46人

(3) 市民意識調査の実施

①目的

第3次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の地域参加の状況や地域福祉の意識、参加の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査対象とサンプル数抽出について

- ・市内在住の20歳～79歳。住民基本台帳より3,000件をサンプリング。

③配布・回収方法と調査時期

- ・郵送による配布と回収 平成28年11月15日～平成28年12月5日まで

④回収率

発送数：3,000件 回収数：972件 回収率：32.4%